

令和7年度



和牛日本一鹿児島応援事業

「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを活用した鹿児島県産和牛の認知度向上の取組を支援します。

補助対象事業者

1. 和牛日本一鹿児島応援店

- ◆ 和牛日本一鹿児島応援店として登録されている店舗は右のQRコードを読み込みご確認ください。
- ◆ 応援店登録申請中の店舗も応募可能です。



和牛日本一鹿児島応援店

2. 複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知度向上に取り組む団体

3. その他知事が認める団体

対象事業等

1. 対象事業

- ◆ 「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク活用支援
消費者が「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを目にする機会の拡大が見込まれる取組。

<事業例>

- 店舗看板に「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを追加する。
- 「和牛日本一鹿児島」ロゴマークをデザインに組み込んだパンフレット、チラシを作成する。

- ◆ 「和牛日本一鹿児島」イベント開催支援
県産和牛肉関連イベント等の開催

<事業例>

- 県産和牛を取扱う店舗を集めて、野外で飲食物を販売するイベントを開催し、イベントの広報に「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを活用する

2. 補助率・上限額

補助対象事業者	補助率	上限額※2
和牛日本一鹿児島応援店※1		250千円
複数の法人・団体等からなり、県産和牛の認知度向上に取り組む団体及びその他知事が認める団体	1/2以内	300千円

- ※1 同一法人が複数の応援店を登録している場合において、2店舗以上の応援店の個別申請は認められない。ただし、同一法人が一括して複数店舗の申請を行う場合は、申請する店舗数に応じて、「250千円×申請店舗数」または「1,000千円」のいずれか低い金額を上限額とする。
- ※2 応募状況や申請内容を総合的に勘案し、必要に応じて上限金額を調整する場合がある。

応募方法

右のQRコードを読み込み、県ホームページをご確認ください。



県ホームページ

応募期間 令和7年 7月18日 金

令和7年 8月25日 月 ※17時必着

提出先

鹿児島県 農政部 畜産振興課 畜産流通対策係

〒890-8577
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

tiryuutuu@pref.kagoshima.lg.jp

留意事項

- ① 応募書類は、県ホームページに掲載している募集要項や記載要領を必ず確認の上、作成してください。
- ② 審査の結果は、応募したすべての団体へお知らせします。(9月上旬予定)

事業説明会

令和7年 7月31日 木

14時00分～15時00分



お申込みフォーム

申込み締切

令和7年 7月29日 火

※ 動画配信視聴の場合は7月29日以降も申込みを受け付けます。

開催場所

カクイックス交流センター 東棟4階 大研修室第3
(鹿児島市山下町14-50)



応募に際し参加必須ですので、1～3のいずれかの方法で必ず参加してください。

なお、参加に当たっては申込みを行ってください。(1～3いずれの場合においても)

1 会場参加



2 WEB参加



3 動画視聴
(後日)



手続きの流れ

県ホームページにて募集要項、記載要領、補助金交付要綱、事業実施要領をご確認の上、申請してください。



県ホームページ

便宜上、以下説明において、補助金交付要綱は (交) 事業実施要領は (実) と表記しています。

STEP 1 事業実施計画の承認申請

事業説明会
7月31日(木)

審査

審査結果通知
9月上旬頃

以下 **必要書類** を **令和7年8月25日(月)17時まで** に提出してください。

必要書類

- ① 計画承認申請書 (実 別記第1号様式)
- ② 事業計画書 (実 別記第2号様式)
- ③ 収支予算書 (実 別記第3号様式)
- ④ 添付資料
 - ア 事業実施主体の概要がわかる資料
(団体の定款・規約、店舗パンフレット等)
 - イ デザイン案 ※ 「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク活用支援に取り組む場合

STEP 2 補助金の交付申請

交付決定

事業の実施

以下 **必要書類** を **事務局が指定する日まで** に提出してください。

必要書類

- ① 計画承認申請書 (交 別記第1号様式)
- ② 事業計画書 (交 別記第2号様式) ※ (交) = (実)
- ③ 収支予算書 (交 別記第3号様式) ※ (交) = (実)
- ④ 消費税課税時業者届出書 (交 別記第4号様式)
- ⑤ その他知事が必要と認める書類

STEP 3 実績報告

交付確定通知

以下 **必要書類** を **事業完了から1か月以内又は令和8年2月28日(土)まで** に提出してください。

必要書類

- ① 事業実績報告書 (交 別記第2号様式)
- ② 収支精算書 (交 別記第3号様式)
- ③ 消費税課税時業者届出書 (交 別記第4号様式)
- ④ 証拠帳票類の写し
- ⑤ その他知事が必要と認める書類

STEP 4 補助金の交付請求

補助金交付請求書 (交 別記第15号様式) を **確定通知後、県が指定する日** までに提出してください。

※原則として精算払ですが、事業に着手する上で必要な場合は、申請に基づき補助金の一部につき概算払を受けることができます。